

## 香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金 Q&A

No.	大項目	中項目	小項目	お問合せ内容	回答	要領頁
1	I 補助事業について	1 事業の目的		「香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金」とは何か。	物価高騰等による影響を乗り越え、成長力の強化、生産性の向上に向けて創意工夫を凝らして取り組む設備投資に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、県内事業者を支援するものです。	1
2	I 補助事業について	2 補助対象事業		物価高騰等の影響で売上が下がったわけではないが、対象となるのか。	物価高騰等による何らかの影響を受けており、それを乗り越えるために行う取組みであれば、補助対象となります。 <u>(売上の減少を要件とはしていません。売上増もしくは固定費削減を要件としています。)</u>	1
3	I 補助事業について	2 補助対象事業	他補助金との併用	〇〇補助金・給付金をもらったが、総合補助金の対象となるのか。	同一事業者が、同一内容で本補助金以外の国、県、市町などの補助事業や委託事業等に採択されている場合は採択いたしません。(補助の対象とはなりません。) ※趣旨：同一内容の補助対象経費を複数の補助事業に充てることはできません。	1
4	I 補助事業について	2 補助対象事業	他補助金との併用	国や市町で同様の事業があるが、本補助金と併用できるか。	同一事業者が、同一内容で、本補助金以外の国、県、市町などの補助事業や委託事業等に採択されている場合には、本事業では採択いたしません(補助の対象とはなりません) のでご注意ください。	1
5	I 補助事業について	2 補助対象事業		同一事業者が、この総合補助金で複数事業を申請できるのか。	同一事業者で、複数回の申請はできません。	1 (7)
6	I 補助事業について	2 補助対象事業		どのような事業が対象となるのか。	物価高騰等による影響を乗り越え、創意工夫を凝らして取り組む香川県内における設備投資であって、 ①成長につながる新事業展開・事業分野拡大に必要な設備投資、または ②生産性向上につながる設備投資 が対象になります。 ※いずれも機械設備・システムの導入・更新等で、①は売上増、②は固定費削減につながることを要件となります。 ※単なる既存事業の付け替えは認められません。	1

No.	大項目	中項目	小項目	お問合せ内容	回答	要領頁
7	I 補助事業について	2 補助対象事業		要件に該当する設備投資であれば、何でもよいのか。	「事業の目的」に沿った事業であれば交付対象となりますが、審査結果で採択されないこともあります。また、採択された場合でも、 <u>予算の制約があり、申請金額から減額して交付決定されることもあります</u> のでご了承ください。	1
8	I 補助事業について	2 補助対象事業		生産性の向上につながる設備投資の場合、固定費の削減が要件となるということだが、「固定費」とはどのようなものを指すのか。	固定費とは、売上の増減に関係なく常に一定にかかる費用のことであり、光熱水費や人件費、リース料等が該当します。ロボットの導入による省人化や、再生可能エネルギー発電システム等の導入により光熱水費を削減する取組みなどがこれに該当することになります。	1
9	I 補助事業について	3 補助率・補助額・補助限度額		実績報告の段階、又は額の確定の段階で補助対象経費の合計額が25万円（税抜）を下回った場合は、全額補助対象外になるのか。	全額補助対象外となります。	1
10	I 補助事業について	4 補助対象者		県外に在住しており、県内で事業を展開する個人事業者は補助対象者となるか。	対象となりません。 ●中堅企業・中小企業 → 県内に本社を有すること ●その他の法人 → 県内に主たる事務所を有すること ●個人事業者 → 県内に住所を有すること が要件となります。	1
11	I 補助事業について	4 補助対象者		収益が少なかったため、昨年度は税金の申告をしていないのだが、補助対象者となるか。	補助対象者は、事業収入（売上）があることが前提です。事業収入（売上）があるが、収益を得ておらず令和5年度（または令和6年度）の確定申告の義務がない等の事由により提出できない場合は、令和6年度分の住民税の申告書類の写しをご提出ください。	2
12	I 補助事業について	5 補助対象経費		従来から継続して実施していた事業に係る経費は、補助対象になるか。	従来からの事業をそのまま維持するためだけの経費は対象とはなりません。 ①成長につながる新事業展開／事業分野拡大に必要な設備投資 または ②生産性向上につながる設備投資 が対象となります。 (①は売上増、②は固定費削減が要件となります。)	4
13	I 補助事業について	5 補助対象経費	省エネ機器	省エネに資する機器等を購入し、設置した場合は対象となるか。（例えば、エコドライブ管理システム、アイドリングストップ機器等を量販店で購入し、自分で設置した場合）	機械設備等の導入については、原則として設置・据付を伴うものを対象としています。（①機械装置等費の対象経費詳細を参照） 自社で設置・据付を行うものも対象となりますが、交付決定となった場合、実績報告時に設置・据付が確認できる写真等を提出いただくこととなります。	5

No.	大項目	中項目	小項目	お問合せ内容	回答	要領頁
14	I 補助事業について	5 補助対象経費	車両	運輸業を営んでおり、既存車両の代替ではなく、新規事業への参入のための特装車の購入を考えているが対象外となるのか。	汎用的に使用できる自動車は対象外としていますが、自社の事業の特殊性等に合わせ商品・サービス提供に使用する業務用車両については、「事業の目的」に沿ったものであれば対象となります。交付申請書の内容を審査させていただいたうえで、交付決定することになりますので、事業の内容と事業計画の強み・長所（売上増効果・持続性・有効性・波及性等）をできるだけ具体的かつ詳細に記載するようにしてください。	5
15	I 補助事業について	5 補助対象経費	電気自動車	省エネ化するため、自社の営業で使用する商用車を電気自動車に更新しようと考えているが、対象となるのか。	電気自動車やフォークリフトや油圧ショベル等の重機、トラクター等の農業機械など、汎用的に使用できる自動車は対象外です。 （重機や農業用機械等に装着して使用するアタッチメント（付属装置）は対象）	5
16	I 補助事業について	5 補助対象経費	重機、農業用機械	重機や農業機械は専用車に該当しないのか。	フォークリフトや油圧ショベル等の重機、トラクター等の農業機械など、「汎用的に使用できる自動車」に該当するものとし、対象外となります。 （重機や農業用機械等に装着して使用するアタッチメント（付属装置）は対象） 「専用車」とは、自社の事業の特殊性等に合わせて改造等を行ったもので、商品・サービス提供に使用するものを想定しています。	5
17	I 補助事業について	5 補助対象経費	キッチンカー	業態転換するために、キッチンカーを導入しようと考えているが、自動車は対象外なのか。	汎用的に使用できる自動車は対象外としていますが、自社の事業の特殊性等に合わせて改造等を行ったキッチンカー等の商品・サービス提供に使用する専用車については、「事業の目的」に沿ったものであれば対象となります。交付申請書の内容を審査させていただいたうえで、交付決定することになりますので、事業の内容と事業計画の強み・長所（売上増効果・持続性・有効性・波及性等）をできるだけ具体的かつ詳細に記載するようにしてください。	5
18	I 補助事業について	5 補助対象経費	機械装置等費	機械装置等とはどのようなものか。電動工具等は機械装置等に該当するものか。	機械設備等の導入については、原則として設置・据付を伴うものを対象としています。（①機械装置等費の対象経費詳細を参照）	5
19	I 補助事業について	5 補助対象経費	機械装置等費	機械装置等費について、「設置・据付を伴うことが原則」とあるが、トラクター等に機械を装着して使用する場合「設置・据付」にあたるか？ 例 肥料散布機、堆肥散布機、側状施肥機等	生産性の向上につながるなど、補助金の趣旨に沿った事業であれば対象となります。 自ら設置・据付を行うものも対象となりますが、交付決定となった場合、実績報告時に設置・据付が確認できる写真等を提出いただくこととなります。	5

No.	大項目	中項目	小項目	お問合せ内容	回答	要領頁
20	I 補助事業について	5 補助対象経費	製造ライン改修・増設	生産性向上のため、製造ラインを改修または増設する経費は対象となるか。	生産性の向上につながる製造ラインの改修・増設のための機械設備等の導入については、対象となります。	5
21	I 補助事業について	5 補助対象経費	P C	商品・サービス提供で使用するものであれば、窓口で接客対応に使用するパソコンも対象となるのか。	汎用的に使用できるパソコンや一般事務用ソフトウェアは対象外です。	5
22	I 補助事業について	5 補助対象経費	P C、 付属機器	オンラインによるサービスを提供するために調達するパソコン、Web会議用カメラ、USBケーブル、マウス、無線LANは対象となるか。	単なるパソコンや一般事務用ソフトウェアの購入は対象外ですが、特定業務用ソフトウェア（※）の導入と一体で使用するために整備するパソコン等は対象となります。  ※特定業務用ソフトウェア：自社（団体）の業務のためのみに開発されたソフトウェア・アプリ（カスタマイズ含む）	5
23	I 補助事業について	5 補助対象経費	サーバー、 ワークステーション	一般的に市販パソコンより性能や信頼性が優れているサーバーやワークステーションは対象となるか。	新事業展開や生産性向上など、それがないと目的が達成できないような場合は対象となります。見積書等にサーバー、ワークステーション等の記載があるなど、明らかにパソコンとは異なることが分かるようにしてください。	5
24	I 補助事業について	4 補助対象者		店舗が県内に複数ある場合、別々に申請してもよいのか。	申請は、1事業者につき1回限りとします。（別々の申請は認められません。）	7 (1)
25	II 申請 手続等	1 申請 手続	(2) 受付方法	オンライン申請を実施しないのはなぜか。	交付申請は、添付書類が多く、また、審査も必要なことから、オンライン上で全ての処理が完結するわけではなく、当方の処理に時間を要することになり、かえって交付決定をお待たせすることになることが予想されるため、郵送のみの申請とさせていただきます。	7

No.	大項目	中項目	小項目	お問合せ内容	回答	要領頁
26	Ⅱ 申請 手続等	1 申請 手続	(2) 受付方法	県庁や事務局に申請書を持参してもよいのか。	提出方法は、郵送のみとさせていただいております。申し訳ございませんが、県庁や事務局への持参による申請書の受付はしておりませんので、事務局への郵送による提出をお願いします。	7
27	Ⅱ 申請 手続等	1 申請 手続	(2) 受付方法	添付書類が足りない場合は、事前に知らせてくれるのか。	確認のため事務局から連絡させていただく場合もありますが、基本的にはご提出いただいた申請書や事業計画書の記載内容、添付書類等を基に審査を行うこととなります。 <u>見積書やカタログなどが無い、又は、あっても補助対象経費と一致しない場合や、根拠が不明な場合は、補助対象経費から除外されることもありますので、提出前に十分にご確認のうえ申請願います。</u>	7
28	Ⅱ 申請 手続等	1 申請 手続	(2) 受付方法	持込による提出や普通郵便による提出は、不可か。	申請は郵送のみで受け付けています。コールセンターでは届いたかどうかの問い合わせには対応できません。申請書が届いた、届いていないのトラブルを防止するため、簡易書留など、ご自身で郵便物の追跡ができる方法での郵送をお願いしております。 郵便の不達を理由とした期限後の受付は行いませんのでご注意ください。	7
29	Ⅱ 申請 手続等	2 交付 決定	(交付決定日)	申請書類を出してから、どれくらいの期間で交付決定を通知されるのか。	受付期間終了（令和7年3月21日）後に審査しますので、交付決定は5月末頃を予定しております。	11
30	Ⅱ 申請 手続等	2 交付 決定	(交付決定日)	交付決定日前（5月末頃）に事業に着手しているが、不採択となった場合、補助金が支給されない。補助金を当てにして事業を実施したが、不採択の通知が届くまでに着手した経費はどうなるのか。	不採択になった事業の経費を補助することはできません。	11
31	Ⅱ 申請 手続等	3 事業 実施	(着手日)	2月10日から申請受付をスタートさせているが、それ以前に実施した事業でも補助対象になるのか。	令和6年10月1日以降に着手した事業であれば交付申請いただくことは可能です。	11

No.	大項目	中項目	小項目	お問合せ内容	回答	要領頁
32	Ⅱ 申請 手続等	3 事業 実施	(完了日)	そもそも何をもって事業の完了とするのか。	<p>機械設備等の納品や工事の完了等の事業の取組み及び経費に関する支払いの全ての完了をもって、事業の完了とします。</p> <p>【事業の取組みの完了日】 機械装置等費である機械設備等は機械を使用する準備が整った日、外注費である工場・店舗改装等は、改装箇所において事業を開始する準備が整った日です。</p> <p>【支払完了日】 事業実施期間内に相手方への入金まで完了する必要があります。 クレジットカード決済の場合、<u>口座からの引き落とし（支払日）</u>が事業実施期間内に完了している必要があります。</p>	11
33	Ⅱ 申請 手続等	4 実績 報告	(支給日)	いつ補助金が支給されるのか。	精算払となるため、交付決定後に事業が終了し実績報告書をご提出いただいた後、事務局で事業内容等を精査し交付すべき額を確定した後で、補助金をお支払いいたします。	12
34	Ⅱ 申請 手続等	4 実績 報告		実績報告書に記載している全ての補助対象経費について支給してくれるのか。	ご提出いただいた実績報告書を当方で確認し、物品の納品や工事の完了等の事業の取組み及び経費に関する支払いの全ての完了、全ての証拠書類が確認できた補助対象経費について、額を確定させていただいた後、お支払します。	12
35	Ⅲ その 他の留意 事項	4 交付決 定の取り消 し及び返還 について 6 検査		支給された補助金を返還しなければならない場合があるのか。	「交付決定の取消し及び返還」に該当する場合は、補助金の返還が生じる可能性があります。また、国や県の検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。	13
36	Ⅲ その 他の留意 事項	7 事業成 果の報告及 び取組内容 の公表等に ついて		事例を公表されたくないのだがどうすればよいか。	個別事業者名は公表しません。	14
37	Ⅳ 対象経 費詳細	5 補助 対象経費	対象外経費	ソフト事業は対象とならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発費 →新商品の試作にあたる材料費等</li> <li>●広告宣伝費 →自社のウェブサイト作成、広告、看板作成等</li> <li>●専門家謝金・旅費 →セミナーの講師謝金等</li> <li>●借料 →機器のリース料、クラウドサービスの利用料等</li> <li>●委託料 →市場調査経費等</li> </ul> <p>は対象となりません。</p>	5